

## 既存資格保有者に関する取り決め

### 1. 趣 旨

2020年4月から慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置(XJ001-10)が診療報酬として算定できるようになった。その施設基準を得るために医師および看護師が所定の研修を修了しなければならない。所定の研修として、「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会」を受講修了することが必要とされている。日本フットケア・足病医学会認定師、皮膚・排泄ケア認定看護師、リンパ浮腫療法士(注)、リンパ浮腫保険診療医、リンパ浮腫保険診療士の資格を取得されている方は、すでに圧迫療法の経験があり「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会」受講のみで、臨床指導内容書の提出なしに慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置が診療報酬として算定できる所定の研修を修了したこととする。

注：リンパ浮腫治療学会認定資格に限る

### 2. 講習会受講から施設認定申請までの流れ（慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置が診療報酬として算定できる施設基準を得るために医師および看護師が所定の研修を修了する方法）

「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会」を受講し試験に合格すると、「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会受講証明書」が発行される。既存資格保有者は臨床指導内容書の提出なしに、この受講証明書に「静脈圧迫処置のための所定の研修を修了した」との一文が記載され、施設認定の申請が可能となる。なお、希望者が臨床指導内容書(10単位分)を添えて申請するとコンダクターとして認定され、「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証」が発行される。

### 3. 「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター」認定のための提出書類 「弹性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定制度」を参照すること

付則 この規定は 2020年10月1日より施行する  
この規定は 2022年9月1日に改定した